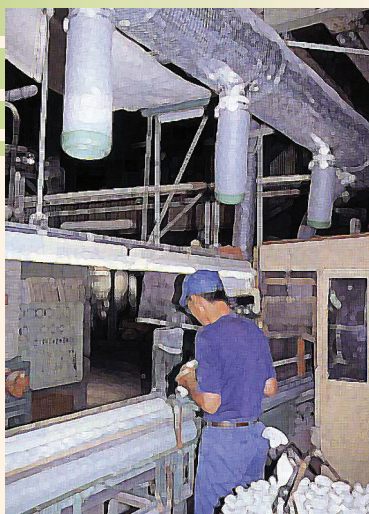
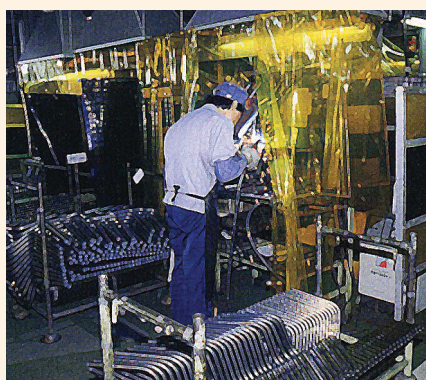


派遣労働者の 安全と健康の確保のために

今般、労働者派遣法が改正され、平成16年3月1日から製造業務への労働者派遣が可能となりました。



労働者派遣制度においては、派遣労働者がその雇用主である派遣元事業主ではなく、派遣先から指揮命令を受けて労働に従事するため、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置をはじめ、多くの労働安全衛生法上の責任を派遣先が負うこととなっています。

特に、製造業務では、他の業務に比べ、危険な機械や有害な化学物質を取り扱うことが多いため、派遣元・派遣先の事業主は、それぞれの責任に応じた労働安全衛生法上の措置を徹底する必要があります。

また、これらの措置を円滑に実施するためには、派遣元・派遣先の連絡調整等が重要となるため、今回の改正において、新たに連絡調整等を行う製造業務専門の責任者の選任等が義務付けられました。